

広島県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
特定非営利活動 法人結いの会	呉市音戸町波多見 六丁目四番三号	特定非営利活動 法人結いの会訪 問介護事業所	呉市音戸町波多見 六丁目四番三号	平成二三年 九月一七日
医療法人せいざ ん	呉市阿賀北五丁目 一五番三号	介護老人保健施 設ユニットあお やま	呉市阿賀北六丁目 一五番三〇号	平成二三年 九月一日
株式会社押川	竹原市竹原町三六 一六番地一	デイサービスわ かば	竹原市竹原町三六 一六番地一	平成二三年 一〇月一日
アサヒサンクリ ーン株式会社	東京都北区上十条 一丁目二番一五号	アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター三原	三原市館町一丁目 一番三号 館町 ガーデンHITS 一〇三	平成二三年 八月一日
株式会社FUK UDA	府中市中須町三一 三番地二	療養通所介護慧	府中市中須町三一 三番地二	平成二三年 五月一日
社会福祉法人 慈照会	三次市山家町五九七 番地	デイセンターい こい	三次市島敷町一五 三九番地一	平成二三年 九月一日
社会福祉法人 慈照会	三次市山家町五九七 番地	居宅介護支援事 業所いこい	三次市島敷町一五 三九番地一	平成二三年 九月一日
株式会社ウイズ	三次市三良坂町田 利二六一番地五	居宅介護支援事 業所ウイズ	三次市三良坂町田 利三三七番地	平成二三年 九月一日